

奈良市監査委員告示第 14 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 4 年 6 月 30 日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	塚	本	勝
同	森	岡	弘之

奈 監 第 28 号
令和 4 年 6 月 30 日

奈良市長 仲川 元庸 様
奈良市議会議長 北 良晃 様

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	塚	本	勝
同	森	岡	弘之

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、令和 4 年 4 月 1 日に組織改正が行われていますが、今回の定期監査は令和 3 年度の財務に関する事務の執行について実施したため、監査対象は旧組織名で表記しています。

1 監査対象

環境部	リサイクル推進課	まち美化推進課
	環境清美工場（施設管理室を含む。）	クリーンセンター建設推進課
都市整備部	公園緑地課	開発指導課 建築指導課 住宅課

建設部 道路維持課（土木管理センターを含む。） 河川耕地課 営繕課
会計管理者 会計課
議会事務局 議会総務課（議事調査課を含む。）
(企業局)
経営部 企業総務課
事業部 水道計画課（技術監理室を含む。） 水道工務課
送配水管理センター（水質管理室を含む。）

2 監査期間

令和4年4月8日から令和4年6月27日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和4年2月末日現在（企業局については、同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

まち美化推進課

【指摘】

公用車（業務用車）の運転報告書及び給油伝票を査閲したところ、給油伝票上は給油した記録があるが、運転報告書が作成されていない日が複数見受けられた。所管課の説明によると、収集等の作業がなく、給油のためだけに出庫した場合は、運転報告書を作成していない可能性があるとのことであった。

運転報告書は、公用車の適切な保守管理や運転状況の把握を行うとともに、燃

料の不正給油についての疑義が生じないためにも必要であることから、収集等の作業を行わなくても、出庫した場合は必ず運転報告書を作成されたい。

建設部

道路維持課（土木管理センターを含む。）

【指摘】

公用車（業務用車）の運転報告書を査閲したところ、複数車両の運転報告書において、記載すべき事項のうち出庫時間や入庫時間、現場ごとの運転開始時間が一切記録されておらず、日によっては運転者氏名さえ記録されていないものが見受けられた。また、同報告書には決裁欄が設けられているものの、所管課長が同報告書を確認した記録も一切残されていなかった。

これらのことから、所管課においては、日常的に運転報告そのものがなされていなかったと考えられるため、今後は、適正な運転報告書を作成するとともに、所管課長への報告を確実に行うよう事務手続を改められたい。

なお、令和4年4月1日以降、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正に伴い、安全運転管理者には運転の前後において酒気帯びの有無を確認することなどが義務付けられており、運転報告の重要性がこれまで以上に高まっている。安全運転管理者においては、求められる確認作業を確実に実施するとともに、必要に応じて適切な指導を行われたい。

（企業局）

事業部

送配水管理センター（水質管理室を含む。）

【指摘】

「緑ヶ丘浄水場緩速ろ過池洗浄委託」及び「木津川水路開削委託」の関係書類を査閲したところ、いずれも予算額は1,000万円以上であるが、単価契約の方法により委託契約を締結するに当たり、予定価格の決定者を予算額ではなく1回当たりの単価の予定価格で判断し、課長職の所管所長が決定していた。

「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」第3条第2号に、1件の見積金額が1,000万円以上の契約における予定価格の決定者は次長職以上と規定されており、単価契約の場合、1件の見積金額を予算額に読み替えて運用されていることから、当該予定価格の決定者は次長職以上となる。

同事務取扱要領に基づき、適正な契約事務を行われたい。

【意見】

資金前渡に関する書類を査閲したところ、当該資金の受領や支払、精算に際して、受領簿や出納簿等の管理簿が作成されていない状況であった。現金を取り扱う際には、不正や誤びゅう、紛失等のリスクが伴うため、これらリスクの発生可能性を軽減するためにも、資金の動きを記録する必要があると考えられる。

管理簿の整備について、企業局会計規程に規定することを検討されたい。

【複数課にわたる共通意見】

個人等が行う工事費用に対する補助金交付において、交付申請者に対し、実績報告時の提出書類として、当該費用を支払った証である領収書の写しを求めているものの、原本までは確認していない事例が見受けられた。また、領収書の原本も写しも確認していない事例もあった。

いうまでもなく補助金交付が公金をもって行われていることを考えれば、その交付に当たっては厳正な審査を行う必要がある。

このことから、当該工事費用が確実に支出されたかどうかを確認するため、実績報告の際には領収書の原本を受領するか、写しを受領する場合は原本との照合を行われたい。また、領収書の写しを受領する場合は、領収書の写しに原本確認した旨を記すことにより、事後の説明責任を担保されたい。

【複数課にわたる共通意見】

企業局各課の物品の調達に関する書類を査閲したところ、支出負担行為書に添付されている納品書には物品の受領に関する記録が残されており、支出命令書に添付されている請求書には物品の検収に関する記録が残されていた。ただし、検収に関する記録については、企業局が作成した様式の請求書にのみ残されており、事業者が作成した様式の請求書には記録がない状態であった。

本来、物品の納品を受ける際は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定に基づき、納品された物品の品質、規格、数量等が契約どおりの内容であるかどうかを確認することが求められるところ、様式の違いによって記録の有無に差異があることは一貫性を欠いた取扱いといえる。このため、企

業局各課においては、物品が納品された際は、納品書に受領記録や検収記録を併せて記録するなど、統一的な取扱いについて検討されたい。

【複数課にわたる共通意見】

プロポーザル方式による受託候補者の選定において、応募者が1者の場合にのみ最低基準点を設定し、複数の場合は設定していない事例が見受けられた。

プロポーザル方式は、委託内容に高度若しくは専門的な技術又は創造性が求められ、価格のみによる競争には適しないと判断される業務に適用される事業者選定方式であり、随意契約の一形態である。

しかし、応募者が複数の場合、現行の審査基準では相対的に点の高い者であれば、発注者側が想定する水準を満たしていなくても受託候補者になり得るため、上記目的に沿わない結果となりかねない。また、受託候補者の選定は、プロポーザル審査委員会の審査に委ねられているものの、客観的な最低基準がなければ、選定結果の妥当性について他者から疑念を抱かれることにつながるリスクもあると考えられる。

これらのことから、プロポーザル方式の実施の際には、随意契約の公正性、透明性を担保するため、応募者数にかかわらず最低基準点を設定することを検討されたい。